

中央会館「銀座ブロッサム」における婚礼機能の廃止について

☞ 結婚式利用による式場等の稼働が低いことから、婚礼機能を廃止する。

内 容

1 結婚式場の稼働状況

コロナ禍を経た社会情勢の変化に伴い、結婚式場の稼働状況は以下のとおり低下している。

年度	件数	利用率
R6	0	0.0%
R5	1	0.1%
R4	6	0.7%

※東京ロケーションボックスの撮影での利用件数を除く。

2 婚礼機能の廃止

稼働状況に鑑み、結婚式場及び6階の集会室機能を廃止する。

なお、6階フロアについては、区役所本庁舎会議室の稼働率が高く利用に支障が生じているため、当面の間、区役所会議室として活用していく。

3 廃止年月日

令和8年3月31日（火）

4 改正を要する条例等

中央区立中央会館条例（昭和48年10月1日条例第21号）

中央区立中央会館条例施行規則（昭和48年11月30日規則第34号）

※主な改正内容は以下のとおり

- (1) 結婚式場・披露宴会場としての集会室の使用を廃止
- (2) 6階集会室2室（アイビー・ライラック）の廃止
- (3) 利用申込書等様式の一部改正